

新型コロナウイルス感染症（パラナ州による制限措置の強化：必要不可欠以外の業種・サービス停止など）

2021年2月26日

2月26日、パラナ州政府は新型コロナウイルス感染症への対策として、制限措置をより強化する旨発表しました（夜間外出制限や必要不可欠とされていない業種・サービスの停止など）。

●2月26日、パラナ州政府は州内の感染拡大にかんがみて、制限措置をより強化する政令を発表しました。同制限措置は2月27日午前0時から3月8日午前5時まで適用されます。

●当該政令による制限措置の主な内容は以下のとおりです。

- 1 必要不可欠とされていない業種・サービスの営業・実施を停止。
- 2 不要不急の夜間外出制限（20時～翌5時まで）。
- 3 20時～翌5時までの公共スペース（商業施設等も含む）におけるアルコール飲料の消費及び販売禁止。
- 4 州内すべての教育機関（公立及び私立）の対面授業の停止。
- 5 レストランや軽食堂などについては、デリバリー、ドライブスルー、テイクアウト形式のみ。
- 6 宗教関連活動については、オンラインもしくは個別対応のみ。
- 7 緊急性の低い手術の延期（30日間）

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州政府のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<http://www.aen.pr.gov.br/modules/noticias/article.php?storyid=111071&tit=Governo-decreta-fechamento-de-atividades-nao-essenciais-para-conter-a-Covid-19>

※パラナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<http://www.coronavirus.pr.gov.br/Campanha#>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp